

放送大学学長特別補佐規程

平成18年6月27日  
放送大学学園規程第3号

改正 平成19年3月27日

(設置)

第1条 放送大学に、学長特別補佐を置くことができる。

(職務)

第2条 学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する特に重要な事項を掌る。

(指名)

第3条 学長特別補佐は、本学の専任の教授のうちから学長が指名し、評議会に報告するものとする。

(任期)

第4条 学長特別補佐の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任したとき又は欠員となったときには学長特別補佐でなくなるものとする。

(管理職手当等の支給)

第5条 学長特別補佐は、放送大学学園職員給与規則(平成15年放送大学学園規則第7号。以下「給与規則」という。)第10条第1項第2号に定める職員とし、同条に基づく管理職手当を支給するものとする。

2 学長特別補佐は、給与規則第20条第2項の表(1)②の加算率100分の20の区分を適用する教授及び同項の表(2)の割増率100分の14の区分を適用する職務とし、同条に基づく期末手当及び給与規則第22条に基づく勤勉手当を支給するものとする。

3 学長特別補佐は、給与規則第11条第1項、第16条及び第17条の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成18年6月27日から施行する。

附 則(平成19年3月27日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。